

【貸付例①】

◆国公立の高等学校等（高等専門学校は除く）に進学された方◆

国から授業料相当額の就学支援金が支給され授業料が無償となることから、

「貸付限度額（年額）は10万円」

となります。

例) 貸付限度額（年額 10万円）いっぱいまで借入を希望する場合。

（最短修業年限3年、卒業予定年月が2021年3月の方の場合）

○進学届への記入

「貸付限度額(年額)」の範囲内で、
希望する借入金額（年額）を記入してください。
この例の場合は、100,000円となります。

希望する借入金額(年額)

31	32	33	34	35	36
	十	万	千	百	十
	1	0	0	0	0
					円

○奨学資金借用証書への記入

私は、貴会より下記金額を借用いたします。ついては、裏面に記載の貴会奨学資金貸付返還規程等を守り、約束どおり返還することを下記の者連署して誓約します。万一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとられても異議ありません。なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについても同意いたします。

借入金額

金額記入ミス・訂正は受付不可、再発行を育英会へ依頼してください。

借入期間	借入年数	希望する借入金額(年額)	借入額計
2018年4月～2021年3月	3年0か月	100,000	300,000

※奨学資金の借入金額（年額）は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生が希望する額とする。
（大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第9条第1項）
※奨学生の保護者の前年の所得状況を確認し、当該年度の貸付限度額を決定する。
（大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第12条第3項）
※奨学資金貸付時期及び額は、貸付年額に応じ定める。
（大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第11条第1項、同施行細則第9条及び第10条）

借入年数 × 希望する借入金額

⇒ 同じ金額を記入 ⇒

※希望する借入金額（年額）に基づいた貸付予定

学年	奨学金貸付予定日	振込予定額
1年	2018年5月30日	100,000円
2年	2019年5月30日	100,000円
3年	2020年6月1日	100,000円
	借入額合計	300,000円

【貸付例②】

◆大阪府の就学支援推進校（全日制）である私立高等学校・高等専修学校等に進学された方◆

○進学した学校の年間授業料が58万円

○進学届に記載された「国・就学支援金見込額」と「大阪府・授業料支援補助金見込額」

国・就学支援金見込額	297,000 円	大阪府・授業料支援補助金見込額	283,000 円
------------	-----------	-----------------	-----------

上記の見込額の合計が58万円となる場合、授業料が無償となることから、

「貸付限度額（年額）は10万円」

となります。

例) 貸付限度額（年額10万円）いっぱいまで借入を希望する場合。

（最短修業年限3年、卒業予定年月が2021年3月の方の場合）

○進学届への記入

「貸付限度額(年額)」の範囲内で、希望する借入金額（年額）を記入してください。この例の場合は、100,000円となります。

希望する借入金額(年額)

31	32	33	34	35	36
		十	万	千	百
		1	0	0	0
					円

○奨学資金借用証書への記入

私は、貴会より下記金額を借用いたします。については、裏面に記載の貴会奨学金貸付返還規程等を守り、約束どおり返還することを下記の者連署して誓約します。万一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとられても異議ありません。なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについても同意いたします。

借入金額 円 ← 同じ金額を記入

借入期間	借入年数	希望する借入金額(年額)	借入額計
2018年4月~2021年3月	3年0か月	100,000	300,000

※奨学資金の借入金額(年額)は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生が希望する額とする。
 (大阪府育英会奨学金貸付返還規程第9条第1項)
 ※奨学生の保護者の前年の所得状況を確認し、当該年度の貸付限度額を決定する。
 (大阪府育英会奨学金貸付返還規程第12条第3項)
 ※奨学資金貸付時期及び額は、貸付年額に応じ定める。
 (大阪府育英会奨学金貸付返還規程第11条第1項、同施行細則第9条及び第10条)

借入年数 × 希望する借入金額

※希望する借入金額（年額）に基づいた貸付予定

学年	奨学金貸付予定日	振込予定額
1年	2018年5月30日	100,000円
2年	2019年5月30日	100,000円
3年	2020年6月1日	100,000円
	借入額合計	300,000円

⇒ 同じ金額を記入 ⇒

【貸付例③】

◆大阪府外の私立高等学校（全日制及び通信制）等に進学された方◆

○進学した学校の年間授業料が497,000円

○進学届に記載された「国・就学支援金見込額」と「大阪府・授業料支援補助金見込額」

国・就学支援金見込額
297,000 円

大阪府・授業料支援補助金見込額
283,000 円

○大阪府外の私立高等学校等へ進学された場合、大阪府授業料支援補助金は支給されませんので、「大阪府・授業料支援補助金見込額」は記載の額にかかわらず、「0円」として、以下の計算式で貸付限度額を算出します。

進学先学校の年間授業料	-	国・就学支援金見込額	-	大阪府・授業料支援補助金見込額[0円]	+	その他教育費10万円	=	貸付限度額(年額)
-------------	---	------------	---	---------------------	---	------------	---	-----------

上記の例の場合を計算すると、497,000-297,000-0+100,000=300,000

「貸付限度額（年額）は300,000円」

となります。

例) 貸付限度額（年額300,000円）いっぱいまで借入を希望する場合。
（最短修業年限3年、卒業予定年月が2021年3月の方の場合）

○進学届への記入



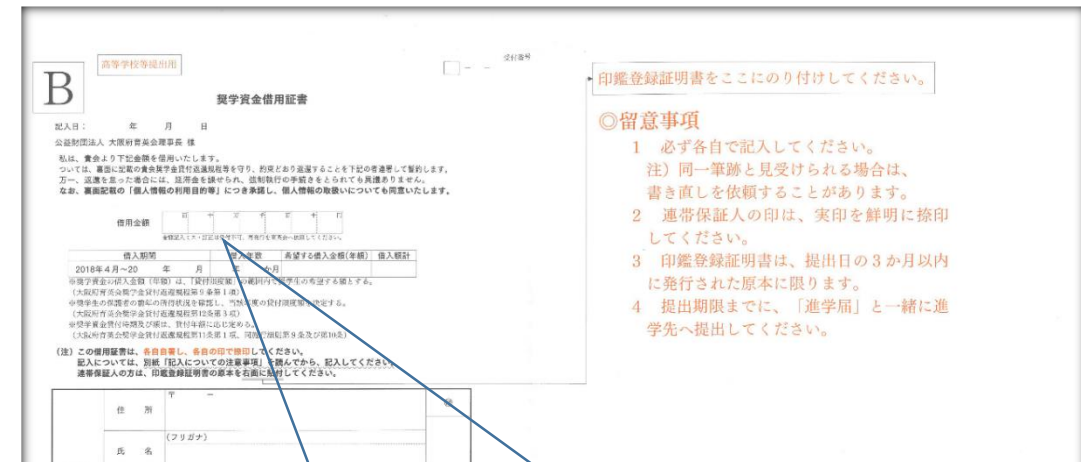
「貸付限度額(年額)」の範囲内で、希望する借入金額(年額)を記入してください。
この例の場合は、300,000円となります。

希望する借入金額(年額)

31	32	33	34	35	36
0	3	0	0	0	0

十 万 万 千 百 十 円

○奨学資金借用証書への記入



私は、貴会より下記金額を借用いたします。については、裏面に記載の貴会奨学資金貸付返還規程等を守り、約束どおり返還することを下記の者連署して誓約します。万一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとられても異議ありません。なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについても同意いたします。

借用金額

百	十	万	千	百	十	円
	9	0	0	0	0	0

金額記入ミス・訂正は受付不可、再発行を育英会へ依頼してください。

← 同じ金額を記入

借入期間	借入年数	希望する借入金額(年額)	借入額計
2018年4月~2021年3月	3年0か月	300,000	900,000

- ※奨学資金の借入金額(年額)は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生の希望する額とする。(大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第9条第1項)
- ※奨学生の保護者の前年の所得状況を確認し、当該年度の貸付限度額を決定する。(大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第12条第3項)
- ※奨学資金貸付時期及び額は、貸付年額に応じ定める。(大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第11条第1項、同施行細則第9条及び第10条)

借入年数 × 希望する借入金額

※希望する借入金額(年額)に基づいた貸付予定

学年	奨学資金貸付予定日	振込予定額
1年	2018年5月30日	200,000円
	2018年10月11日	100,000円
2年	2019年5月30日	200,000円
	2019年10月11日	100,000円
3年	2020年6月1日	200,000円
	2020年10月12日	100,000円
借入額合計		900,000円

⇒ 同じ金額を記入